



おおさき町

# 農業委員会だより

No. 45

令和8年1月15日

●発行 大崎町農業委員会

●編集 広報編集委員会

〒899-7305

鹿児島県曾於郡大崎町

假宿 1029 番地

電話 099(476)1111

内線 530

## 結いもち 鹿見島県 大崎町



大崎町農業委員会

農業委員・農地利用最適化推進委員集合写真

### 目次

農業委員会会長 あいさつ	P 2
農業委員会の活動	P 3
農作業標準賃金	P 4
新規就農者・ドローン同好会	P 5
農業委員会からのお知らせ 1	P 6
農業委員会からのお知らせ 2・ 法務局からのお知らせ	P 7
農業委員・農地利用最適化推進委員募集	P 8

農業委員会  
HP案内





会長  
二見 さち子

## 会長あけごころ

新年あけましておめでとうございませう。皆様におかれましては、新春を健やかに迎えのことうと謹んでお慶び申し上げます。

また、日頃より本町の農業委員会活動につきまして、格別なご理解とご協力を賜り心より感謝申し上げます。

さて、農政の基本理念と政策の方向性を示す、「食料・農業・農村基本法」が四半世紀ぶりに改正されました。昨年はお米やお茶の価格向上など、農業への期待を持てる出来事もありましたが、依然として、農村・農業を取り巻く環境は厳しく、農業就業者の高齢化、後継者や担い

手不足、気候変動による自然災害の影響、農地面積の減少による生産基盤の脆弱化など様々な課題に直面しているところでございます。

このような状況の中、令和7年4月から、地域が目指す農地利用の姿を具体化する「地域計画」が策定されました。

そして、この計画は今後も各地域の実情に応じて、ブラッシュアップ（見直し）を重ねながら、実現していくことが重要となります。

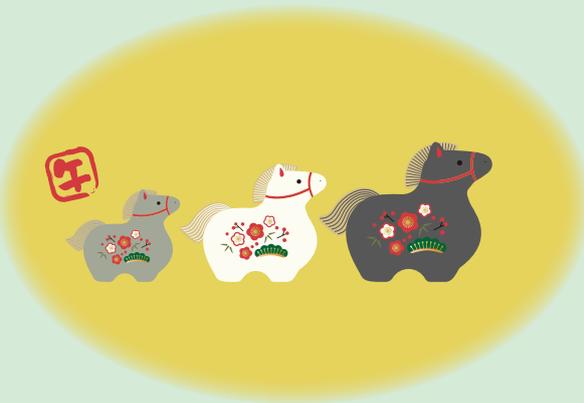
この「地域計画」のブラッシュアップに向けた取り組みを「農業委員会リレーションシップ活動」と題して、農家や農地所有者を個別に訪問して、アンケート調査を行っております。

その結果は「地域計画」へ反映させていただき、中間管理機構をはじめとした関係機関と連携しながら、農地中間管理事業を活用した農地の集積・集約化に努めてま

いります。

農業委員会は、農地を守りながら地域の良き相談役として、農業者の皆様とともに本町の農業の振興・発展に向け、農業委員・農地最適化推進委員一丸となって、取り組んで参りますので、今後ともご支援とご協力をお願い申し上げます。

最後になりましたが、皆様のお益々のご健勝とご多幸をお祈り申し上げます。新年のご挨拶とさせていただきます。



## 農業者年金で安心・豊かな老後を ～農業者の老後は国民年金だけでは不安です～

◎こんな方が**加入**できます。

- ①国民年金第1号被保険者
- ②年間60日以上農業に従事
- ③20歳以上60歳未満の方

※一定の要件を満たす方は、加入可能年齢が65歳未満まで加入可能

◎積立方式だから自分がかけた金額は年金として生涯もらえます。  
(80歳前に亡くなった場合でも、死亡一時金が遺族に支給されます。)

◎保険料はいつでも変更できます。

◎支払った保険料は全額社会保険料控除となり、所得税や住民税等の節税になります。

◎政策支援（保険料の国庫補助）が受けられます。



## 農地パトロール(農地の状況調査)を行っています。(遊休農地について)

農業委員会では遊休農地の発生防止・解消等を目的に、毎年1回、農業委員、農地利用最適化推進委員が農地を見回り、農地の状況を確認する「農地パトロール」を管内の全ての農地を対象に実施しています。令和7年度は6月から7月にかけて調査いたしました。

特に、遊休化した農地は、害虫の発生や野生鳥獣のすみかとなったり、不法投棄されたりと、周辺農地や地域にも悪影響を及ぼします。また、農地の荒廃に応じた対策を検討するためにも必要な調査です。

調査の際には、農地に立ち入ることもありますのでご理解とご協力をお願いします。



令和7年度調査筆数

**312筆**

## 貸したい借りたいアンケート リレーションシップのご協力について

農業委員会の主たる業務として「農地利用の最適化の推進」(①担い手への農地利用の集積・集約化、②遊休農地の発生防止・解消、③新規参入の促進)が位置づけられております。

本町においては「①担い手への農地集積・集約化」は地域農業の喫緊の課題ととらえ、農地の「貸したい」「借りたい」総点検活動として、農業委員と農地利用最適化推進委員が農業者や農地所有者の皆さんへ戸別訪問し農地利用の意向調査を実施しております。

調査結果を元に農地集積・集約化を反映した地域計画や地域の話し合い活動に活用し、今後の農地利用について、役立てていくものです。

農業委員・農地利用最適化推進委員が訪問の際は、活動の趣旨をご理解いただき、調査にご協力くださるようお願いいたします。



## 農地の転用をする場合は農地法の許可が必要です

- ・農地法第3条…農地を農地として売買、または貸し借りをを行う場合、農地法第3条に基づく許可が必要となります。農地を取得する方は、農業をされる方が、前提となります。
- ・農地法第4条…自分の農地を自分で宅地、駐車場等の農地以外のものにする場合は、農地法第4条に基づく転用許可が必要となります。
- ・農地法第5条…農地を農地以外のものに転用するために売買など、所有権移転・地上権や賃借権等を設定するときは、農業委員会を経由して、県知事または農林水産大臣が指定する市町村長に許可を得ることが義務付けられています。

※農業振興地域や農地の区分(第1種農地等)によっては、転用が難しい農地がありますので、ご注意ください。

※相続の義務化により、住宅等の地目が農地のままであることが発覚する事案が増えていきます。法務局で名義変更の際は農業委員会の許可等が必要になる場合がありますので、ご注意ください。

◎農地法に基づく申請をされる際は、お気軽に農業委員会事務局までご相談ください。

## 農業委員会定例総会では、令和7年4月～12月の間に、以下の案件を審議しました。

3条申請・・・	43件 1,555 a	4条申請・・・	4件 23 a	農振関係・・・	4件 53 a
5条申請・・・	17件 407 a	非農地申請・・・	7件 51 a	中間管理事業・・・	566件 23,813 a
所有権移転・・・	1件 27 a				

# 令和8年度農作業標準賃金 並びに田畑賃借料情報

## 農作業標準賃金

大崎町農業委員会  
自：令和8年4月 1日  
至：令和9年3月31日

作業名	種別	標準額 (円) (消費税込み)	労働条件等
一般農作業	男女共	8,208	実働8時間
耕うん作業	田	4,000～	10アール当り耕起のみ
耕うん作業	畑	4,000～	//
プラウ耕起	//	4,000	10アール当り
プラソイラ	//	3,000	//
代掻き	田	6,000～	代掻のみ
機械田植作業	//	6,000～7,000	10アール当り
稲刈作業 (バインダー)	//	6,000～6,500	10アール当り結束ヒモ含む
脱穀作業	//	6,000～6,500	10アール当り
稲収穫作業 (コンバイン)	//	15,000～17,000	//
もみ乾燥作業	稲	1,000～	1俵当り
ロールラッピング	1ロール	3,000～4,000	標準 (直径1m×高さ1m)
甘藷畝立て, マルチ張一貫作業	田・畑	7,000～8,000	10アール当り (マルチ資材・農薬は別)
甘藷つる切作業	//	4,000～5,000	10アール当り
甘藷掘取作業	//	4,000～5,000	//
線虫防除作業	テロン	3,000	1缶 (20ℓ) 当り

※この標準額は、町内外の各種農作業や昨年度の賃金等を基準に決定されたものであります。よって地域の現在の慣行賃金や作業条件等によっては、異なると思われるので、標準額を参考に、両者で話し合っって適正な金額で賃借が行われますようお願いいたします。

## 田畑賃借料

(円/10アール当り)

農地の区分	一般的な額	最高	最低
田の部	10,000	15,000	5,000
畑の部	10,000	15,000	5,000

※この情報は、お茶やハウス等の特別な条件での賃借料は除いて算出してあります。

# 新規就農者の紹介

## 「誰にも負けない」 高品質への挑戦！

農業生産法人での経験を元に独立した伊地知洋一さん（40歳）は長年培った確かな技術で、焼酎用・でんぷん用甘藷を生産しています。

農業を営む友人から「これだけの技術があるんだから、独立したほうがいい」と後押しされ独立しました。

現在、生産が難しく高価なウイルスフリーの苗を自ら増殖し、コストダウンを図りながら徹底管理するという、高い技術の確立を目指しています。

現在は、新品種「みちしずく」の栽培や、甘藷とは全く異なる大根の生産にも挑戦。「まだ駆け出し」と謙遜しながらも、7ヘクタールへの規模拡大を目指し、高品質な農産物を生産するため、挑戦し続けています。



伊地知 洋一さん

## 「高価格・安定」の和牛経営 を目指す

農業大学校を卒業後、今福康汰さん（29歳）は県内の和牛の「生産・肥育・販売」を行う農業法人に就職し、最新の農業技術や経営ノウハウを徹底的に学びました。

数年間の法人での経験を経て、実家の経営を継ぐため就農しました。単なる後継ぎではなく、目標は「生産から肥育までを一貫して行う経営」です。そして牛の価格は常に不安定です。規模を大きくするのではなく、高い価格を安定的に維持できる経営を確立することです。

これまで培ってきた知識と技術を最大限に活用し、「自分にしかできない技術の確立」を目指し日々努力しています。



今福 康汰さん

# 農業委員会、撮影用ドローンで農地パトロールの効率化

## 委員の有志で同好会発足

農業委員と農地利用最適化推進委員の有志が、ドローンを農地パトロールに活用するための同好会を発足しました。

現在、農地パトロールを行っていますが、大きな労力と時間がかかります。そこで地上からでは見えにくい農地の状態を正確かつ短時間で把握し、農地パトロールの負担軽減と遊休農地の早期発見・解消を目指しています。

同好会が現在最も力を入れているのが、「ドローンを使った農地調査の実証実験」です。実際にドローンを飛行させ、空撮した映像の精度や、活動への実用性を検証へむけて話し合いを進めています。今後、地域農業の未来に貢献していくことを目標としています。



撮影用ドローン

## 農地バンクを活用しましょう

### 農地中間管理事業の仕組み



●農地の、貸し借りは農地中間権（農地バンク）で行っております。「農地を貸したい」「規模縮小をしたい」「農業をやめたい」といった出し手（農地の所有者）から農地中間管理機構が農地を借り受け、「農地を借りたい」「規模拡大をしたい」「新規就農したい」といった農地の受け手（担い手等）へ農地の貸し付けを行います。

#### 申請時の注意点

所有者・耕作者ともに貸し借りの意思を確認してください。  
特に賃料については確実に取り決めてください。  
所有者死亡の場合は、申請者と所有者の関係性の確認が必要となりますので、農業委員会にご相談ください。

申請時に、身分証明・印鑑・振込先通帳が必要となる場合がありますので、事前に農業委員会までご相談ください。

## 農地売買等事業(農地バンク)を利用した農地の売買

農地を手放したい方から、農地バンクが農用地等を買入れて、担い手へ売り渡す事業です。

#### 農地売買等事業のポイント

##### ●農地要件

- ・農用地区域内の農用地等であること。
- ・所有権登記が完了しており、抵当権等の権利設定がされていないこと。

##### ●担い手要件

- 農地バンクから農地を買受ける方の要件
  - 認定農業者や認定新規就農者等の担い手であること。
  - 農地取得後の経営面積が概ね1 ha以上の団地を形成すること。
  - 資金計画が明確であり、購入資金の準備が整っていること。
- 所有権移転にかかる事務は農地バンクと農業委員会で行います。
- 農地の買入代金は、農地バンクが買入後、速やかに所有者へお支払いします。

○農地の売買をお考えの方は、農業委員会にご相談ください。



## 全国農業新聞を購読してみませんか



### 《がんばる農業者のみなさん》を応援します

これからの農業経営に必要な情報を、いち早くわかりやすく伝えます。

農業に関する様々な情報や農業経営に役立つ知識・技術を分かりやすい紙面でお届けします。

全国農業新聞は、みなさまの立場に立って、中央・地方の情勢、営農や暮らしの情報を提供しています。お申し込みは、お近くの農業委員または農業委員会までご連絡ください。

発行日：月4回 金曜日 / 購読料：1ヶ月 700円 (令和8年4月より1ヶ月900円)

## 農業委員会からのお知らせ

### イノシシ被害でお困りの方へ（有害鳥獣対策について）

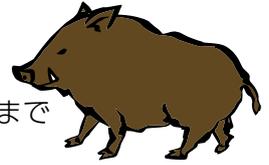
イノシシによる掘り起し被害が発生しています。土手やあぜの掘り起し被害、特に甘しょ・水稻の倒伏などのイノシシ被害については収穫量の減少につながることから、多くの生産者が頭を悩ましています。イノシシ等の有害鳥獣による被害対策として、大崎町役場では電気柵設置補助金を交付しております。資材購入前にご相談ください。

#### ●大崎町有害鳥獣被害防止柵事業補助金

補助対象者 町内に住所を有する農業従事者

補助金 補助対象経費の2分の1以内で補助金額の上限は1年度10万円まで

※大崎町役場農林振興課林務水産係まで、ご相談ください。



### 農用地の適正管理をお願いします 土手や畦土手の管理も忘れずに

農地を管理しないまま放置しますと、雑草の繁茂・病害虫の発生・不法投棄されるなど周辺の農地に迷惑が掛かります。草刈りや耕うんを行い、適正に管理するようお願いいたします。

特に、土手・畦の管理を行いましょう。あぜ草が道路まで覆い、通行が困難になります。また、土手に生えたハリビユなどの種が飼料畑に入り込むと、牛が飼料を食べなくなるなどの被害が発生します。

**土手や畦も適正に管理するようお願いいたします。**



耕作放棄地



鋭いトゲのあるハリビユ

## 法務局からのお知らせ

### 相続登記が義務化されました。



- ◆相続登記の申請は、法改正により義務化されました。義務化の施行日である令和6年4月1日以前に発生しました相続も、施行日から3年以内での相続登記を行うことが義務付けられていますことから、早めに相続登記を行いましょう。
- ◆相続等により農地を取得した場合の届け出について相続・遺産分割・包括遺贈・時効取得等により農地を取得する場合は、農地法第3条許可は不要ですが、農業委員会に届け出る必要があります。
- ◆農地を相続し、法務局への手続きが終わったら、農業委員会へ届出を行いましょう。

### 住所・名前の変更登記が義務化されます。

#### 施行日

令和8年  
(2026年)

4月1日



#### 義務化の対象

不動産の所有権の登記名義人です。

#### 期限

住所や氏名の変更があった日から2年以内に変更登記を申請してください。

※法務局への手続きが終わったら、農業委員会へ届出を行いましょう。

# 農業委員・農地利用最適化推進委員を募集します

	農業委員	農地利用最適化推進委員
募集期間	令和8年2月13日（金）～令和8年3月13日（金）	
募集人数	11名（町内全域から）	農地利用最適化推進委員 11名 野方・持留校区・・・3名 菱田・中沖校区・・・2名 大崎・大丸校区・・・6名
任期	令和8年7月20日から 令和11年7月19日まで	委嘱の日から 令和11年7月19日まで ※委嘱の日：農業委員の任期が始まる7月20日以降のなるべく早い時期に総会を召集して、決定・委嘱する予定です。
報酬	43,700円（月額）	40,000円（月額）
	※毎月の報酬以外に、活動の状況に応じて農地利用最適化交付金により報酬の上乗せが年1回あります。	
業務内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・農業委員会総会への出席（毎月1回）及び活動報告書の提出</li> <li>・各種申請農地の現地調査及び農地の買受予定者等への訪問調査</li> <li>・耕作放棄地の発生防止・解消活動（農地パトロール）</li> <li>・担い手農家への農地集積・集約化推進</li> <li>・農地所有者および耕作者等への意向調査</li> <li>・農地のあっせん及び農政座談会等への参加 など</li> </ul>	
推薦及び募集方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>①農業者3名以上の推薦</li> <li>②農業者の組織する団体からの推薦</li> <li>③一般募集（自ら応募する）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>①区域（3名以上）からの推薦</li> <li>②一般募集（自ら応募する）</li> </ul>
	※農業委員・農地利用最適化推進委員、どちらも応募できますが、任命・委嘱されるのはどちらか一方となります。（兼職できません） ・農業委員については、認定農業者が過半数をしめること ※推薦・応募の用紙は、農業委員会に備えてあります。 なお、大崎町のホームページからもダウンロードできます。	
提出先及び提出方法	提出先：大崎町農業委員会事務局 提出方法：持参及び郵送（3月15日消印分まで）	

## 編集後記

広報委員会編集のもと、第四十五号の農業委員会だよりをお届けします。発行にあたり取材協力をいただいた皆様には心よりお礼申し上げます。

広報委員会では、今後も経営に役立つ情報提供をまいりますので、ご意見・ご要望をお寄せください。

### 【広報委員】

平野 美智子  
大野 純一  
春田 範雄  
下橋 清美  
肥後 修  
古屋敷 奈月  
田中 健一

